

○たてばやし応援隊活動規約

（目的）

第1条 たてばやし応援隊（以下「応援隊」という。）は、館林市が好きで、館林市を応援したいという者、団体等を対象とした任意応援隊員を募集し、官民協働による本市の魅力発信等を積極的に行うことにより、本市の豊かなまちづくり、ブランド力の向上及び観光誘客数の増加等につなげることを目的とする。

（入隊資格）

第2条 応援隊の隊員の入隊資格を有するものは、次の各号のいずれにも該当する者、団体等とする。

- (1) 館林市が好きなこと。
- (2) 館林市を応援したいこと。
- (3) 入隊を希望する者（以下「入隊希望者」という。）及び入隊希望者が属する世帯の構成員（入隊を希望するのが団体等である場合にあっては、入隊を希望する団体等（以下「入隊希望団体等」という。）並びに入隊希望団体等に所属する者及び当該者が属する世帯の構成員）が、館林市暴力団排除条例（平成24年館林市条例第18号）第2条各号に該当しないこと。

（入隊手続き）

第3条 応援隊に入隊を希望する者は、たてばやし応援隊入隊申込書（別記様式第1号）及び誓約書（別記様式第2号）に必要事項を記載の上、市長に申請するものとする。

- 2 前項の場合において、団体等が入隊を希望する場合は、前項の申込書に団体名称及び団体の主たる活動場所に係る情報を記載するものとし、申請に当たっては、当該団体等の全ての構成員が誓約書の誓約事項に同意したものとみなす。

（入隊特典）

第4条 応援隊に入隊したもの（以下「応援隊員」という。）に対して、次の特典を授与する。

この場合において、応援隊員が団体等である場合は、当該団体等に対する特典の授与は1つに限るものとする。

- (1) たてばやし応援隊隊員証
- (2) たてばやし応援隊隊員特製ピンバッジ
- (3) 館林市の情報等の定期的な配信（メールマガジン形式）

（活動）

第5条 応援隊員は、第1条の目的を達成するため、次の各号の活動を行うものとする。

- (1) 館林市の魅力の共有・発信
- (2) 館林市が開催するイベント等への積極的な参加
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的達成に必要と思われる活動

（禁止行為）

第6条 応援隊員は、前条の活動を行うに当たり、次の行為を禁止する。

- (1) たてばやし応援隊隊員証及びたてばやし応援隊隊員特製ピンバッジの転売、貸与及び譲渡

- (2) 著作権、プライバシーその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (3) 他の応援隊員及び第三者の誹謗中傷
 - (4) 事実に反する情報又は公序良俗に反する情報若しくはそのおそれのある情報の発信
 - (5) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為
 - (6) 法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為
- (入隊の取消し)

第7条 館林市は、応援隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、事前に予告することなく応援隊から除籍することができる。

- (1) 申請情報に虚偽があったとき。
 - (2) 第6条に規定する禁止行為を行ったことが明らかであるとき。
 - (3) 館林市、他の応援隊員及び第三者に損害を及ぼす、又はその可能性があると判断されるとき
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。
- (その他)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和6年8月30日)

この規約は、令和6年9月1日から施行する。

附 則 (令和6年10月31日)

この規約は、令和6年11月1日から施行する。